

ODA大綱見直しに関するODA政策協議会

平成 26 年 5 月 28 日

5月28日、ODA大綱見直しに関するODA政策協議会が開催されたところ、議論の概要以下のとおり。

1. 冒頭挨拶（外務省）

- ・ 2003年に現大綱が制定されてから10年以上が経ち、様々な状況の変化を踏まえ、ODAも進化を遂げるべきであるとの考えからODA大綱の見直しを決定。3月末に岸田外務大臣より見直しについて発表した際のスピーチにもあったように、財政状況が厳しい中、ODAに対する国民の理解を得ることが重要になっていることもあり、NGO、市民団体を始め様々な方々の意見を聞いた上で、新大綱を作っていく考え。本日の会合も、重要なパートナーであるNGOの皆様の意見をお聞きするのが目的。6月1日（日）にもJICA関西で会合を行い、NGO、一般企業、大学等から多様な意見をお聞きする予定。今後も、地方での開催も含め説明や意見交換を行う考え。

2. 大綱見直しのポイント（外務省から説明）

- ・ 有識者懇談会で、既に3回の会合が行われ、今後、6月頃に報告書が提出される予定。政府としては、それを受け、新大綱の具体的内容につき議論を深めていく考えである。
- ・ 大綱の見直しを発表した岸田外務大臣のスピーチの中で、岸田大臣は、本年60周年を迎えるODAの成果を総括した上で、過去10年での世界の変化、国際社会における開発アジェンダの変化、また、日本自身の政治経済情勢の変化等を踏まえて、ODAが目指すべき3つの進化を示した。
- ・ なお、国会等でもしばしば今次ODA大綱見直しにより、政府は、ODAの軍事利用を考えているのではないかとの懸念が示されているが、これについては、岸田大臣から、軍事的用途への使用の回避という現大綱の基本的考え方は変えない旨繰り返し述べている。

3. NGOと等との意見交換

（1）見直しのプロセスについて

【NGO側意見】

- 今後の改定のプロセスに関し、特に以下3点につき外務省の考えを承知したい。
- ① ODA大綱改定タスクフォースの設置
- ② 骨子や草案作成の各段階での公開と意見交換会開催（ドラフティングはどの

ように行われるのか、またスケジュール感如何)

- ③ 双方向的な公聴会とパブリックコメントの実施（公聴会やパブリックコメントで出された意見がどのように反映されたのか示すようにして欲しい。また、前回改定時と同様に、パブリックコメントの結果はHPに公開して欲しい。）
- 有識者懇談会の議事要旨を読むと、議論が個別具体的な話に偏っている印象を受ける。よって、大綱の見直しに際しては、我々にとってODAとは何か、我々の援助哲学とは何かということを議論すべき。例えば、①市場に対する「外部調整」としてのODAの役割と意義を再確認する、②環境危機に対し、猶予期間という「公共財」をODAで提供する、③経済的不平等に取り組み、社会に利他主義を育てる、④平等であるべき領域と差異あるままでよい領域を区別する理念をODAに反映させる、等につき議論して欲しい。
 - 今はODA大綱があって中期政策があって国別援助方針がある。有識者懇で議論されている個別具体的な論点はむしろ中期政策に盛り込むべきものではないか。大綱は援助理念、中期政策で個別具体的方針としていた整理を今後どうする考えなのか承知したい。

〔外務省側コメント〕

- ・外務省としては、今次ODA大綱見直しに当たっては、国民的議論をしていただき、その上で、国民の意見を反映させる形で進めていきたいと考えている。実際の大綱改定作業に入る前に、本日このような会合を開催したのも、そうした考えによるもの。
- ・今回は、ODA改革全般を扱うODA総合戦略会議の下にODA大綱見直しの論点整理を行ったワーキングチームが設置された、2003年の前回改定時と異なり、ODA大綱見直しに特化した有識者懇談会を設置した。よって、別途タスクフォース等を設置することは考えていない。骨子・草案については、省内や政府部内で調整していない段階で対外公表するのは難しいが、何が出来るか今後検討していく。いずれにしても公聴会やパブリックコメントは、しっかりと行い、国民の皆様の意見を反映していく考え。
- ・有識者懇談会では、個別具体的な議論も含めて行っていただいているが、ODA大綱は、日本のODAの理念を定める、極めて上位に位置づけられる文書である。ご指摘いただいた点を踏まえて、今後検討していきたい。

(2) ODAの理念・目的及び援助実施の原則について

【NGO側意見】

- 国際社会ではポスト2015年開発アジェンダ及び持続可能な開発目標（SDGs）の議論が行われているが、有識者懇談会ではこれらの議論がほとんど

どなされていない。ODA大綱は、日本のODAの基本文書であること、2030年までの期間が想定されるポスト2015年開発アジェンダ、SDGsは、新ODA大綱の適用される時期をカバーすること、我が国が重要だと考えている防災、ユニバーサルヘルスカバレッジ（UHC）、女性が輝く社会等を国際的に打ち出そうとしていること等を踏まえれば、ポスト2015年開発アジェンダ・SDGsをODA大綱にどう盛り込むのか、有識者懇談会でも十分議論されるべきだと思う。外務省としては、ポスト2015年開発アジェンダをどのように盛り込んでいく考えなのか。

- 現在、ポスト2015年開発アジェンダの議論の中で、極度の貧困撲滅、持続可能な開発が重視され、持続可能な世界への変革が議論されているが、有識者懇談会では、日本の国益優先の議論が行われているように見える。国際的な議論とどのように整合性を持たせていくのか。
- 総理自身がポスト2015年開発アジェンダの指導理念として、人間の安全保障を掲げたいと述べているにも拘わらず、有識者懇談会では人間の安全保障につき非常に曖昧な議論が行われている。人間の安全保障への貢献を基本理念として支援を行ってきているNGOとしては、それが揺らぐと困る。
- 現在、開発資金の中で、民間資金の役割が高まっていることは広く認識されており、貧困撲滅のために民間資金が果たす役割は重要。他方、自国企業の利益の増進に焦点があたっている点を懸念。あくまでも開発資金は途上国の人々のためであるべきであり、自国の経済成長は副次的効果にとどまるべき。
- 最貧国を中心とした国々での基本的サービスの提供や貧困層の権利の保護等、民間資金の活用だけでは解決できない問題は多々あり、それに対処するのが公的資金であり、ODAの役割。
- ポスト2015年開発アジェンダでは、格差の是正が重要な課題となる。そのために必要な国内のガバナンス（税制度、予算編成プロセス等）向上のための技術協力等の支援は、民間資金ではなく、ODAが取り組むべき課題。
- 途上国の経済成長のための民間資金の活用は重要。ただし、途上国と我が国がwin-winの関係を築き、共に成長していく、バランスのとれたものであるべき。5月8日に出された経団連の提言書にもwin-winの関係と書かれているが、個別の企業や地方の中小企業の話聞く限り、自国の経済成長がかなり鮮明に出ている印象。バランスの取れたwin-winの関係構築のためには、公平な立場での政策が重要。
- Win-winの関係構築には、民間、NGOの間に共通のガイドラインが必要ではないか。グローバルコンパクト等のグローバルな動きも踏まえ、共通のガイドラインに則って活動すべきとの方針や従うべきガイドラインを大綱の中で明示することはできないか。それが困難であれば、日本としてのガイドラインを策定すべき。

- 今後ますます民間資金の重要性が増す中、我が国として、民間資金につきどう考えていくべきなのかを大綱の中でも示すべき。ODA大綱は、公的資金についての考え方を示すだけでなく、民間資金にも影響のあるものとすべき。
- 援助効果に関し、市民社会を巻き込む形で国際的議論が行われてきた（2005年パリ、2008年アクラ、2010年釜山）。その中では、調和、整合性、アカウンタビリティ等の重要性が指摘されているが、特に、より効果的な援助を行うためには被援助国の民主的オーナーシップが必要とされている。あくまでも援助を受ける側がオーナーシップを持つこと、そして、相手国政府だけではなく、市民社会を巻き込む形で政策立案が行われることが必要。ODA大綱の中では民主的オーナーシップ、市民社会の主体性を重視した支援を行うことを明記すべき。
- 日本のODA予算は、有償資金協力、技術協力、無償資金協力というスキーム別となっており、経済成長のための支援、貧困削減のための支援等の分野別の予算となっていないため、各国別の評価報告書を見ても成果・援助効果がわかりにくく、誤解も多い。よって、分野別に予算を分け、国民にわかるような形で説明すべき。是非この点を大綱における原則に反映してほしい。
- ODAの非軍事使用についての原則を変えるつもりはないとの外務省の説明に安堵。他方、問題は非軍事の範囲であり、幾つかポイントを申し上げたい。
 - ①被援助国の軍に対する援助は考えているのか。
 - ②武器の供与はしないという原則は維持するのか。有識者懇談会でも、軍は使いたすくなかなか境界を設定できない、グレーゾーンがあるという議論がされているが、そこは明確にして原則を堅持すべき。これまでも例外扱いにしているものはあるが、原則行わないという姿勢は維持して頂きたい。これを一度緩めると際限が無くなってしまう可能性がある。
 - ③被援助国における軍の活動は、軍事活動と非軍事活動の境界が極めて曖昧で、簡単に変わりうる。例えば、紛争地では復興活動と言いながら軍隊が諜報活動を行う可能性やすぐに戦闘部隊に変わる危険性等がある。
 - ④一度原則を外すと、政治のプレッシャー、財界のプレッシャー等、様々なプレッシャーが外務省に行くことが予想される。その結果、もし現在の原則が崩れれば、日本の支援はこれまでソフトパワーで貢献してきたにも拘わらず、途上国の民衆は、決して非軍事の援助だと思わなくなる。
 - ⑤軍民連携も実際には必要な場合があり、現に行われているかもしれないが、今後推進すべき政策として、ODA大綱に明記することはやめてほしい。そうなれば、我々が国際市民社会からどう見られるかを考えると、日本にとって完全な損失であり、場合によっては紛争地で危険にさらされることもある。

【外務省側コメント】

- ・新大綱の具体的内容については、今後、有識者懇談会の報告を踏まえて検討していく考えであるが、ご指摘頂いた点は非常に重要であり、有識者懇談会での議論も概ね同じ方向を向いていると思う。
- ・ポスト2015年開発アジェンダとODA大綱見直しとの関係については、当然意識しているが、ポスト2015年開発アジェンダに関する国際社会の議論を受け身で捉えるのではなく、それに先だって日本の考え方を示し、リードしていくという観点から、この時期にODA大綱の見直しを行うこととしたもの。有識者懇談会でも、ポスト2015年開発アジェンダは意識されているし、大臣のスピーチの中でも右に向けた考え方を示している。新大綱において日本の考え方をしっかり国際的にも示すことで、国際社会の議論をリードしていきたい。
- ・また、現在議論されているSDGsが2015年開発アジェンダとなっていくことが想定されているが、果たして本当にSDGsが今年の7月にできて、それがスムーズにそのままポスト2015年開発アジェンダとして受け入れられるかどうかは予断できない。そのような中、国際的議論を待つという受け身の姿勢でない方がよいと思う。いずれにせよ、国際的な議論をにらみつつ、ODA大綱見直しを行っていきたい。
- ・「人間の安全保障」については、有識者懇談会での議論でも日本の援助の極めて重要な理念とされており、この看板を下ろすことにはならないと思う。
- ・ODAだけで開発問題の対処は出来ない時代になっており、民間資金を如何に開発に活かすかが重要。ODAには、開発に資する形で民間投資を呼び込む触媒としての役割も期待されており、このような観点から有識者懇談会でも議論いただいている。貧困削減と持続的成長は無関係ではない。民間資金を呼び込むための触媒としてのODAを考えた時、格差を広げる成長ではなく、誰も取り残さない形での包摂的成長を実現するためにODAが果たすべき役割があると思う。
- ・貧困削減と経済成長とをどう分けるのかという論点は、有識者懇談会でも議論されているが、相互にリンクしており、分けて考えるべきではないという意見が強い。今後の新大綱策定プロセスでどのように整理するか検討していくが、予算上の明確な区分は難しいと思う。
- ・ガイドラインについては、JICAの環境社会配慮ガイドラインがある。公平性、格差是正の観点からも、環境社会配慮は大切。有識者懇談会でもそのような議論があるので、右を踏まえ検討していきたい。
- ・非軍事利用の点については、新大綱においても、平和主義、非軍事主義を維持していくという点は、はっきりさせておきたい。有識者懇談会で議論が行われている段階で、新大綱の方向性につき具体的な考え方を述べるのは時期

尚早だが、一部報道でもODAで軍事支援をするのではないか等の懸念が示されていることから、その点については、外務大臣からも、軍事的用途及び国際紛争助長への使用回避の原則は極めて重要であり、基本的な考え方について変えるつもりは無い旨繰り返し述べている。ただし、災害復興支援等において民軍の接点はあるので、その点をどう考えていくかは、これからの議論を踏まえて考えていく。いずれにせよ、ODAは、平和的手段を通じて積極的平和主義を具現化する一つの大きな柱として考えており、懸念されるような方向では進んでいない。

【NGO側コメント】

- 環境社会配慮ガイドラインについては、如何に周知するかが重要。円借款のような規模の大きい案件実施の際、コントラクターのレベルには、ほとんど知られていないというようなことが見受けられる。
- 日本企業が開発目的で海外進出する際、結果として人権侵害が発生する場合もある。日本は人権侵害に対する意識が低く、ビジネスと人権侵害といった問題が存在することを認識している日本企業は少ない。よって、NGOがそれらを周知するためのお手伝いが出来ればと思っている。
- ポスト2015年開発アジェンダとの関係を聞いて安堵した。是非、ODA大綱の見直しが内向きな議論にならないよう意識してほしい。日本の経済成長等、日本の利益ばかりを重視するのではなく、世界全体の方向性を踏まえた上で、方向性を示せるような大綱にしてほしい。

【JICAによる補足説明】

- ・環境社会配慮ガイドラインについては、2010年4月の制定以降、定期的にレビューを行うことになっている。入札の機会にはこれを周知するようにしているが、ご意見を踏まえ、一層の周知のために努力したいと思う。

(3) 重点課題について

【NGO側意見】

- 日本は障害者の権利条約を批准しており、その中でも国際協力の重要性を謳っているため、ODA大綱改定の際には障害者権利についても考えてほしい。社会的弱者が取り残されないようにするという人間の安全保障の理念を堅持し、その上で、社会的弱者への配慮として、女性や子供だけではなく、障害者や先住民等の周縁化されやすい人達への配慮も行うべき。また、ポスト2015年開発アジェンダでの議論でもあるように、貧困削減は引き続き世界的に取り組むべき課題であることは明確であり、堅持してほしい。
- 障害者がきちんとODAにアクセス出来るよう、アクセシビリティに関する

ガイドラインを策定してほしい。その際、建物、道路等のインフラへのアクセスだけでなく、情報へのアクセスも含んだ形で考えることが大切。真に包摂的な支援をお願いしたい。

- 人間の安全保障の考え方については堅持するという外務省の言葉は心強い。岸田外務大臣のスピーチの中で、なぜ開発協力を行うのかという説明として、「世界には、貧困や疾病に苦しみ、明日への希望を持ってない人がたくさんいます。こうした方々に支援の手を差し伸べる、これは人間の持つ崇高な理想、理念ではないかと思えます。私は、日本の国のあり方の基本には、まずこれがなくてはならないと考えています。そして、その具体的な取り組みがODAであると考えています。」との言葉があり、素晴らしいと思った。
- ポスト2015年の世界では、益々格差が広がっていく社会の中で、周縁化された人々が更に周縁化されていく。その中で、人間一人一人に着目し、個々人のエンパワーメントを通じて、持続可能な個人の自立と社会作りを目指すという人間の安全保障の理念が必要になってくると思う。岸田大臣のスピーチの中で、新たな時代のODAの役割の一つとして、国際社会の議論をリードするODAとのご発言があった。国際社会の議論は非常に難しく、それをリードしていくのは困難だと承知しているが、そうであればこそ、一本筋の通った哲学を持つことが重要。人間の安全保障は、日本が掲げる非常に重要な哲学であり、是非堅持してほしい。
- 周縁化されやすい人々を開発に参画させてほしい。自分のNGOは、世界の90か国以上で子供の健やかな成長のために活動している。子供の権利条約では子供の権利の保障が定められているが、子供は周縁化されやすい存在であり、配慮が必要。また、ポスト2015年開発アジェンダの時代に、実際の受益者、且つ主人公となるのは現在の子供達。子供達は適切な環境を与えれば、活躍できる力を有している。それは、東日本大震災における町の復興でも実証されている。人間の安全保障の観点からも、これからの時代の主人公という意味でも、子供達を始めとする周縁化されやすい人々が開発に参画できるようにしていくべきであり、その点ODA大綱に明記してほしい。
- 有識者懇談会において、環境についての議論が少ないように感じられるが、以下の点を踏まえてほしい。
 - ①地球益あつての国益：日本の生活は産業、経済に必須な物資を海外に強く依存しており、安定した世界と環境に支えられたもの。短期的・直接的な利益を求めるのではなく、地球環境の保全、再生という地球益を求めべき。
 - ②日本の文化である「自然との共生」の発信：「自然との共生」という概念は、狭い国土ながら豊かな自然を持つ日本の文化や歴史に深く根ざすもの。また、世界に誇る高効率性・頑強性を有する日本の技術は、途上国が新たな開発の道に舵を切る上で大きな助けとなる。開発援助においては、自然環境との共

- 生を基本とした持続可能な発展に資する分野での積極的な貢献が求められる。
- ③自然資本的アプローチ：自然資本の多くを抱える途上国を援助していくことは、今後、環境と開発の両立を実現していく上で不可欠な考え。日本の経験をODAで展開していくことが求められる。
 - ④政策の一貫性：IPCCや国連ミレニアム生態系評価等から、地球環境が限界に近づいてきていることは明らか。一方、生物多様性条約では、愛知ターゲットの達成には、莫大な資金が必要とされていることも事実。限られた資金で開発を行うには、政策の一貫性を確保することが大切。
 - ⑤自然を基盤とした防災・減災、気候変動適応の導入：気候変動への本格的な対応が求められる中・長期的視点に立った対応が求められる。しかし、自然生態系の有する防災・減災の力や、災害からの復旧・復興に寄与する力、気候変動に適応する力等が見過ごされがちである。インフラへの支援だけでなく、自然生態系の力を活用していくことが必要。
 - 国民の支持が得られる分野での支援を優先的に行うべき。2007年の世論調査では、ODAはどの分野で行われるべきかとの問いに対し、保健、災害支援、人道に対するものが上位に挙げられた。これに対し、日本の支援は経済インフラが45%と一番大きい。このように、国民がODAに期待することや関心事項と、実際の資金の用途との間の齟齬が、ODAに対する国民の支持・理解が深まらない原因の1つ。よって、地球規模課題、人間の安全保障等、国民が期待する分野での支援を行うべき。
 - 予算がどの分野で幾ら使われたかがはっきりしない。現在、スキーム別で予算が策定されているが、本来は重点課題別、地域別で予算の配分を行うべき。

【外務省側コメント】

- ・障害者に関しては、包摂性の観点から重要。「誰も取り残さない」という包摂性の考え方は有識者懇談会でも議論がなされている。アクセシビリティの視点については、具体的にどのような形で対応するか今後検討していきたい。
- ・自然については、現大綱にも「環境と開発の両立」の原則があり、これを踏まえて環境社会配慮ガイドラインが定められているが、地球規模課題の観点からも重要な問題。国際場裡でも自然環境との共生は重要な論点であると承知。
- ・国民の理解については、その必要性を十分認識。1997年を境にODA予算が減少し、既にピーク時の半分になっている。その背景には、国民のODAに対する理解が十分に得られていないという問題もある。我々としては、この大綱改定の機会に、どのようなODAであれば実施すべきと考えるのか国民の意見をよく聞いた上で、大綱策定に反映させていきたい。

- ・無償資金協力、技術協力は外務省予算であるが、円借款は、財務省予算の出資金のほか、財政投融资や各国から返済される資金を原資としており、一般会計予算には必ずしも対応しない。一方、外務省では、毎年度、国際協力重点方針を定めて公開し、その年度のODAの予算配分につき方針を示している。
- ・「人間の安全保障」という言葉が国内的にも国際的にもそれ程浸透していないという問題はあるが、日本が人間の安全保障という言葉を通じて主張している、個々人の保護と能力強化の重視という精神は国際的にも受け入れられていると考える。したがって、日本として芯が通った哲学が重要で、それが人間の安全保障だという意見には同感である。
- ・現在協議を行っているSDGs、ポスト2015年開発アジェンダの議論においても、開発と環境を融合させる持続可能な開発と貧困削減は中心的議題。ポスト2015年開発アジェンダとODA大綱の整合性を取っていけば、必然的に持続可能な開発と貧困削減が盛り込まれていくこととなると思う。

(4) その他（立案と実施）

【NGO側意見】

- 相手国の市民社会を含め、他ドナー、国際機関、相手国の経済界等、ODAに関与するアクターを増やし、多面的関係を構築し、連携を進めていくことが重要。大臣のスピーチでも進化の1つとして多様なアクターとの連携が挙げられ、国際協力の一員としてNGOも重要なパートナーとして位置づけられている。他方、NGOは、必ずしも国益を重視しているわけではなく、地球益や貧しい人達に寄り添うことを第一の目的としている。よって、オールジャパンと言っても、NGOは、政府と相容れない場合もある。連携できる場所で連携したいとは思っているが、NGOの独立性を認識してほしい。
- NGOとODAの連携に関する中期計画やNGOとJICAとの協議会でのJICA草の根技術協力の過去10年のレビュー等、連携に関する議論が進んでいるが、JICAができなかった地域・分野で協力することによって開発効果を高めている例もある。その意味で、NGOは途上国の開発や貧困削減の分野で活躍できると考えている。
- 現大綱では、「国民参加の拡大」として、開発教育の重要性に言及されている。ODAに対する国民の理解を考えた時に、透明性も重要だが、そもそもODAが何故必要なのか、貧困とは何か、その原因は何か等、開発協力について広く理解してもらうことが必要である。新大綱でも開発教育の必要性を明記すべき。
- 安保理決議第1325号に基づく国内行動計画案作成の検討の場でも提案しているが、どんな援助でも相手のニーズに答える援助でなければ評価されな

い。その観点から、まずその国の人権状況について理解することが全ての前提になる。したがって、(国連加盟国である)相手国の人権関係条約の締結状況を調べた上で、批准済みの国連人権条約機関による政府報告書審査の結果、当該国に対して勧告されている内容と、すでに2クール目に入っているUPR(定期的普遍的)審査において、国連加盟国各国から当該国に対して勧告された内容と、当該国政府の受け入れに関する態度表明について把握した上で支援を行うべきである。2012年7月、仙台を中心に開催された防災閣僚会議で、外務省担当者に対し、日本政府が社会権規約委員会から震災弱者や被災者の2重ローンの問題に対してどういう勧告を受けているか知っているか尋ねたところ、知らないという回答だった。まずは外務省担当者がきちんと理解し、参加関係者に然るべく周知をした上で会議を開催すべき。まず市民的・政治的権利があり、そして社会的・文化的権利があるが、日本においても前者に含まれる参政権が、公職選挙法(文書配布と戸別訪問の禁止規定)と一般国家公務員の政治活動を全面一律に禁止している国家公務員法102条(人事院規則14-7の罰則規定)によって保障されていない。これは自由権規約第19条、第25条違反であり、2008年に自由権規約委員会が日本政府に対して条約違反を指摘した上で、「表現の自由と参政権に対して課されたいかなる非合理的な法律をも撤回せよ」と勧告している。このように日本自身が抱える問題にも目を向け、さらに憲法第9条を遵守して支援を行う必要がある。

【外務省側コメント】

- ・連携の強化については有識者懇談会でも議論されている。民間企業、国際機関、他国との連携、NGOとの連携も極めて重要だと考えている。その中でオールジャパンという言葉が出てくるが、我々としては、NGOのみならず、民間企業も含め、様々な「民」の主体に政府と同じ役割を担ってもらうことを考えているわけではなく、それぞれの立場や役割を尊重した上で、互いに連携していくということ。決してNGOに政府の手先としての役割を期待しているのではなく、NGOの独立性はもちろん尊重されるべきもの。
- ・開発教育は、現大綱にも明記されており、重要なポイントだと考えている。
- ・人権状況の把握については、重要なポイントだと考える。各国にODAを実施していく際、いただいた御意見については参考にさせていただきたいと思う。

【NGO側コメント】

- 大綱の独立性は重要。政府がいつ変わるかわからない中、時の政権に特有の方針に則って改定を行うべきではなく、国民的議論を踏まえて策定すべき。

また、これまでの議論の積み重ねを踏まえなければならない。例えば、「ODAのあり方に関する検討会」の議論は引き継がれるべき。

- 有識者懇談会で、新大綱の名称をODA大綱とするのか、開発協力大綱や国際協力大綱に変更するのかという議論がなされているが、ODAについてのみ議論し、ODA以外の例えば民間資金のコントロール等につき十分な議論がなされないまま、「民間資金」が新大綱のスコープに入るとするのは不適當。ODA以外の資金をどのようにコントロールしていくかということにつき、議論があまりできていないのであれば、ODA大綱の名称のままで良いのではないか。開発協力大綱、国際協力大綱等とすると、取り残している部分とのギャップが出てくると思う。
- 有識者懇談会の議論には、理想がない現実的な議論が多く、一企業の利益を考えたような短期的で視野の狭い議論に陥っている。日本企業の利益を求める声が大きく、そのような議論になってしまうことは理解できるが、外務省はそれで良いのか、NGOはそれで良いのかと思う。このままでは隣国と同じになってしまうという懸念がある。グローバルな地球益を高らかにうたっていないと中長期的な支持は得られないのではないかと強く思う。欧州ではそのような思想から支援を実施しているにも関わらず、何故アジア、東アジアでそれができないのか、そのような議論がないのは問題。
- 「ODAは外交の手段である」というところに疑問を覚える。ODAは国際益に使うべきであり、そうでないとODAという外交手段を持たない国との関係が非対称になる。そういう考え方を少しでも外務省に取り入れてほしい。

4. 総括コメント（外務省）

- ・大綱は、10年近くの耐用年数を有するものにする必要がある。ODAとその他の主体・資金との連携については、実態としてODA以外の資金が開発に高い効果を与えている中で、ODAとの接点を探っていくのが我々の仕事。これまでもオーナーシップ、パートナーシップを積み重ねてきて、いろいろな指摘を踏まえて改善してきたというのが実態であり、それは日本の比較優位であると考え。日本と国際社会の平和と安定のためにODAを使うという点においては外交のツールだと考える。

（了）